

労働訴訟協議会の概要

労働関係事件の裁判の運用の改善に関する事項を協議する場として、東京地方裁判所労働部の裁判官、労働者側及び使用者側双方の弁護士等により、以下のとおり、労働訴訟協議会が開催されることとなったところである。

1．参加者

東京地方裁判所からは労働部（3か部）の裁判官6名及び裁判所書記官1名の計7名、弁護士側からは労働者側及び使用者側の弁護士各3名並びに労働委員会の公益委員を務める弁護士1名の計7名が参加する。

2．協議事項

適正かつ迅速な裁判を目指し、東京地方裁判所における労働関係事件の裁判の審理を円滑に行うための運用の改善に関する事項について協議することとする。具体的には、例えば、当事者の主張の出し方（時期と内容）、効率的な争点整理の在り方、書証提出についてのルール、人証の申請と証拠調べの在り方（数、時間、陳述書の活用等）等の事項である。

3．協議のスケジュール

4月23日に準備会合が開催され、5月20日に協議会の第1回会合が開催された。当面は、月1回程度ずつ開催することとし、訴訟手続の流れに沿って、運用上の課題について検討を進めることとされた。

4．協議の成果

協議会における検討成果が取りまとまった場合には、法律雑誌等で発表する等して、その成果を広く参考に供することとする。